

四半期報告書

(第65期第1四半期)

自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	18

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

卷末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月10日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤田守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤田守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期連結 累計期間	第65期 第1四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	15,729	15,785	65,571
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△546	△218	303
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△668	△197	62
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△2,558	△2,105	△4,569
純資産額 (百万円)	43,716	37,587	39,932
総資産額 (百万円)	93,918	86,481	89,081
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△14.32	△4.24	1.35
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	43.9	42.5	43.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第64期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第64期第1四半期連結累計期間及び第65期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社、連結子会社及び関連会社）は、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、当第1四半期連結累計期間における主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(海外連結子会社の清算終了)

清算会社：Belkitchen Malaysia Sdn. Bhd.

清算終了日：平成28年4月7日

セグメント：住宅建材設備事業

この結果、前連結会計年度において連結子会社であったBelkitchen Malaysia Sdn. Bhd.は、当第1四半期連結累計期間において連結子会社でなくなりました。平成28年6月30日現在では、当社グループは、当社、子会社12社及び関連会社1社から構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、企業業績の改善、雇用情勢の改善など緩やかな回復基調が続いているものの、中東諸国の紛争に起因した世界経済の下振れ、新興国の経済の景気減速懸念、英国のEU離脱問題の影響による急速な円高や株価の不安定な状況がみられ、景気は先行き不透明な状況で推移しました。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は前年同期比でプラス基調を維持しており、当社グループの主力販売分野である持家や分譲戸建住宅は、前年同期比回復傾向となりました。

当社グループは、2014年以降を『第三の創業』とし、これまで培ってきたDNAを土台とし、当社がニュージーランドで育林するニュージーパインやその他国内外で調達する無垢材を主体とした新商品を武器として、国内においては戸建市場に加えてリフォーム、非住宅、DIYなどの新市場、海外においては、インドネシアをはじめとするアジア圏の市場を開拓するなど、今後の劇的な環境変化にも対応し得る体制を構築し、当社グループの独創的な市場を創造して、グローバルに成長していくことをめざしています。当連結会計年度は「『第三の創業』経営目標実現に向けてさらなる経営革新の実施」を営業方針としています。

当社グループは、環境共創企業として、これまで以上に、所有する山林資源を有効に活用した新商品の開発や業界をリードする省施工・簡単施工商品群を提案し、併せて更なる業務の効率化・コスト削減・資産の効率化等を図り、他社と差別化できる無垢商品群を武器に新しい顧客開拓にも注力しています。

また、主要都市に開設したショールームを活かし、無垢の木のキッチン「スイージー」を主体に、床材、内装建具などに加え「無垢の木の洗面台」「スイージーファニチャー」「無垢の木の収納」等の新商品を組み合わせて、トータルコーディネートすることで、お客様が実際の生活空間をイメージしやすいルームを再現し、無垢キッチン・無垢商品等の品ぞろえを広げ、販売を強化しています。

これらの結果、連結売上高は、15,785百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益は164百万円（前年同期は営業損失97百万円）となりましたが為替の円高の影響もあり為替差損217百万円を営業外費用に計上し、経常損失は218百万円（前年同期は経常損失546百万円）となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は197百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失668百万円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

①住宅建材設備事業

住宅建材では、前年同期に比べ主に国内では建具・床材・収納等の内装材の売上が増加しました。壁紙に代わり、意匠性が高く、個性豊かな住空間の提案が可能な「デザインウォール」を発売し販促に努めました。「デザインウォール」は、ニュージーランドで計画的に植林、育林したニュージーパインの無垢材を基材とし、表面にはうづくり仕上げなどの特徴的なデザインを施し、木の風合いを目と肌で味わうことができ、9デザイン、6カラーを用意し、お客様のニーズに合った木の住空間を提案しました。また、省エネ・省施工商品として木製内窓「MOKUサッシ」、省施工の断熱改修用パネル「あつたかべ」、既存のフロアを剥がさずその上に施工できる「無垢フローリングピノアース6mm」やインテリア性の高い上質な空間を提案する室内ドア「ソフトアートシリーズE type」、箱型収納・棚板・金物を自由に組み合わせてオリジナル収納がつくれる「無垢の木の収納」等の様々な商品展開を行い、拡販に努めました。

住宅設備機器では、前年同期に比べ主に4つの樹種の無垢扉を選べる無垢の木のキッチン「スイージー」の売上が増加し、木のぬくもりを感じる「無垢の木の洗面台」、手で“触れたくなる”ような木の質感が漂う「スイージーファニチャー」など、無垢の木の強みを活かした商品とともに住宅の室内ドアや床材などの内装材とトータルコーディネートを提案することで相乗効果を図っています。

また、FSCの森林認証材であるLVL等の構造材を使用し、高い耐震性能を担保した大空間や次世代型高性能住宅を実現する新システム「ワンズキューボ」の普及や長期優良住宅等の各種認定申請支援業務を行うとともにLVLの特徴を活かした非住宅市場への拡販を進めています。

この結果、当第1四半期連結累計期間における住宅建材設備事業は、売上高が15,490百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益が106百万円（前年同期は営業損失158百万円）となりました。

②発電事業

発電事業では、本社敷地内に木質バイオマス発電設備を導入し、電気事業者に売電を行っております。木質バイオマス発電の運営におきましては、森林から直接産出する「間伐材等由来の木質バイオマス」、当社グループ内も含め製材所や木材加工所から生じる端材などの「一般木質バイオマス」、建築解体現場から排出される「建設資材廃棄物」を燃料として稼働しています。この結果、当第1四半期連結累計期間の発電事業は、定期点検などによる稼働日数の若干の低下もあり、売上高が294百万円（前年同期比4.1%減）、営業利益が57百万円（前年同期比16.3%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ、為替の影響もあり資産が2,600百万円減少、負債が255百万円減少、純資産が2,345百万円減少しました。内訳として、資産の減少は、主に受取手形及び売掛金が383百万円増加、その他(流動資産)が276百万円増加した一方で、現金及び預金が465百万円減少、棚卸資産が318百万円減少、主に為替換算によるニュージーランド子会社の立木勘定の減少から有形固定資産が1,896百万円減少、投資その他の資産が497百万円減少したことによるものです。負債の減少は、主に電子記録債務が354百万円増加した一方、支払手形及び買掛金が253百万円減少、外貨建て借入金の為替換算の影響もあり短期・長期借入金が289百万円減少、繰延税金負債(固定)が292百万円減少したことによるものです。純資産の減少は、主に利益剰余金が372百万円減少、為替換算調整勘定が1,702百万円減少、非支配株主持分が111百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題については重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事实上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これから厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(I)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、(II)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(III)木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・中古再販市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、(IV)変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、(V)新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、(VI)認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成28年6月30日現在10名の取締役(内社外取締役2名)で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ)リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役管理本部本部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成26年6月26日開催の株主総会におきまして第四回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」)と第五回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」)の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ(http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526_baisyuboueisaku.pdf)のIR情報に掲載している平成26年5月26日付「第四回信託型買収防衛策及び第五回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、58百万円です。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しは、重要な変更及び新たに生じたものはありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成28年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成28年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	—	49,209,846	—	7,324	—	7,815

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 2,561,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 46,365,000	46,365	同上
単元未満株式	普通株式 283,846	—	—
発行済株式総数	49,209,846	—	—
総株主の議決権	—	46,365	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式646株が含まれています。

②【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1番1号	2,561,000	—	2,561,000	5.20
計	—	2,561,000	—	2,561,000	5.20

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,978	5,513
受取手形及び売掛金	8,606	8,990
商品及び製品	4,930	4,776
仕掛品	2,214	2,201
原材料及び貯蔵品	5,758	5,607
繰延税金資産	139	233
為替予約	302	152
その他	582	858
貸倒引当金	△20	△21
流動資産合計	<u>28,492</u>	<u>28,311</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,729	8,375
機械装置及び運搬具（純額）	7,158	6,664
土地	12,447	12,334
立木	16,283	15,391
その他（純額）	2,087	2,042
有形固定資産合計	<u>46,705</u>	<u>44,809</u>
無形固定資産		
投資その他の資産	※1 13,380	※1 12,882
固定資産合計	<u>60,589</u>	<u>58,169</u>
資産合計	<u>89,081</u>	<u>86,481</u>
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,407	5,153
電子記録債務	975	1,330
短期借入金	※3 21,207	※3 21,010
未払法人税等	601	246
引当金	227	611
為替予約	488	645
その他	2,467	2,501
流動負債合計	<u>31,375</u>	<u>31,499</u>
固定負債		
社債	4,700	4,700
長期借入金	※3 9,336	※3 9,244
繰延税金負債	2,202	1,910
引当金	352	359
退職給付に係る負債	847	857
その他	333	322
固定負債合計	<u>17,773</u>	<u>17,394</u>
負債合計	<u>49,148</u>	<u>48,893</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,519	7,519
利益剰余金	21,047	20,674
自己株式	△2,135	△2,135
株主資本合計	33,756	33,383
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	693	579
繰延ヘッジ損益	5	△53
為替換算調整勘定	4,612	2,909
退職給付に係る調整累計額	△111	△106
その他の包括利益累計額合計	5,198	3,329
新株予約権	197	206
非支配株主持分	779	667
純資産合計	39,932	37,587
負債純資産合計	89,081	86,481

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	15,729	15,785
売上原価	11,561	11,281
売上総利益	4,168	4,503
販売費及び一般管理費	4,265	4,339
営業利益又は営業損失（△）	△97	164
営業外収益		
受取利息	3	1
受取配当金	28	31
受取賃貸料	31	32
電力デリバティブ評価益	—	13
その他	28	24
営業外収益合計	92	103
営業外費用		
支払利息	135	130
売上割引	110	116
為替差損	170	217
持分法による投資損失	—	9
電力デリバティブ評価損	108	—
その他	16	13
営業外費用合計	542	486
経常損失（△）	△546	△218
特別利益		
固定資産売却益	0	10
その他	0	1
特別利益合計	0	12
特別損失		
固定資産売却損	0	6
固定資産除却損	0	1
為替差損	※ 391	—
子会社清算損	0	6
その他	11	0
特別損失合計	404	14
税金等調整前四半期純損失（△）	△950	△221
法人税、住民税及び事業税	98	205
法人税等調整額	△286	△205
法人税等合計	△187	△0
四半期純損失（△）	△763	△220
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△94	△22
親会社株主に帰属する四半期純損失（△）	△668	△197

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純損失（△）	△763	△220
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	252	△113
繰延ヘッジ損益	△177	△62
為替換算調整勘定	△1,865	△1,714
退職給付に係る調整額	△5	5
その他他の包括利益合計	△1,795	△1,885
四半期包括利益	△2,558	△2,105
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,147	△1,994
非支配株主に係る四半期包括利益	△411	△111

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であるBelkitchen Malaysia Sdn. Bhd. は清算が結了しました。この結果、Belkitchen Malaysia Sdn. Bhd. を連結範囲から除外しています。

(会計方針の変更等)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当第1四半期連結会計期間から適用しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
投資その他の資産	32百万円	33百万円
2 受取手形割引高		
	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
受取手形割引高	624百万円	78百万円

※3 財務制限条項

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
平成27年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、平成28年3月31日現在借入金残高はありません）において財務制限条項が付されています。	平成27年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、平成28年6月30日現在借入金残高はありません）において財務制限条項が付されています。	これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	コミットメントライン	コミットメントライン
コミットメントライン		
契約総額 2,000百万円	契約総額 2,000百万円	
借入実行総額 —	借入実行総額 —	
借入未実行残高 2,000	借入未実行残高 2,000	
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。
① 純資産維持	① 純資産維持	① 純資産維持
平成28年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成27年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	平成28年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成27年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	平成28年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成27年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持	② 営業利益の維持
平成28年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	平成28年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	平成28年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成27年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成28年3月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

平成27年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成28年6月30日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
① 純資産維持	① 純資産維持
平成28年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成27年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	平成28年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成27年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持
平成28年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	平成28年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。
平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額8,300百万円、平成28年3月31日現在借入金残高7,550百万円）において財務制限条項が付されています。	平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額8,300百万円、平成28年6月30日現在借入金残高7,475百万円）において財務制限条項が付されています。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。
タームローン	タームローン
契約総額	8,300百万円
借入実行総額	8,300
借入未実行残高	—
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。
① 純資産維持	① 純資産維持
平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持
平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。
平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額6,900百万円、平成28年3月31日現在借入金残高5,400百万円）において財務制限条項が付されています。	平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額6,900百万円、平成28年6月30日現在借入金残高5,250百万円）において財務制限条項が付されています。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。
タームローン	タームローン
契約総額	6,900百万円
借入実行総額	6,900
借入未実行残高	—
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
① 純資産維持 平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	① 純資産維持 平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持 平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	② 営業利益の維持 平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 為替差損

前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
---	---

Juken New Zealand Ltd. の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したものため、特別損失として計上しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりです。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	772百万円

642百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	15,422	306	15,729	—	15,729
セグメント間の内部売上高又は 振替高	7	—	7	△7	—
計	15,430	306	15,736	△7	15,729
セグメント利益又は損失 (△)	△158	69	△89	△7	△97

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去△7百万円です。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	15,490	294	15,785	-	15,785
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	15,490	294	15,785	-	15,785
セグメント利益又は損失 (△)	106	57	164	-	164

(注) 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 (△)	△14円32銭	△4円24銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (百万円)	△668	△197
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純損失金額 (△) (百万円)	△668	△197
普通株式の期中平均株式数 (株)	46,652,525	46,648,568
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があつたも のの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、希薄化
効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月9日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 栗 栖 正 紀
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 内 重 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。